

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成27年11月19日（平成27年（行情）諮問第679号）

答申日：平成28年4月18日（平成28年度（行情）答申第10号）

事件名：ルイサイト・3缶の保管場所等が書かれた文書の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理の状況」に記述された「No38茨城県神栖町 H15.4.8（県から連絡）ルイサイト3缶」に係る書類一切（ルイサイト3缶の保管場所や処理等が書かれた書類）（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月3日付け環保安発第1508031号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

（1）異議申立書

当時、茨城県神栖町では旧軍毒ガス弾等が原因とされるヒ素化合物による地下水汚染が原因となり、多数の近隣住民に被害が生じていた。その原因究明のための閣議了解や閣議決定に基づき環境省が収集したのが「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理の状況」という書類である。その書類に「ルイサイト缶3缶」と記載されていた。

地下水汚染の原因究明が職務の環境省が、旧軍の毒ガスである「ルイサイト」の記述があれば当然それに係る調査を行うことは職責である。そのように考えれば、神栖町の地下水汚染の焦点となるルイサイトに関する調査結果が記載された書類が当然存在する。

（2）意見書

ア 環境省の理由説明では、ルイサイト 3 缶の記載された書類は関係省庁から得られた資料に記載があり、神栖町でルイサイト缶が発見された事実確認はなく、ルイサイト缶の保管や処理等を実施していないのでそれに係る資料はない、とのことである。

イ しかし、ルイサイトは、化学兵器禁止条約に規定された化学物質である。化学兵器禁止条約において、化学兵器禁止条約が定める毒ガスが発見された場合、化学兵器禁止条約への申告が義務付けられている。

このように重要な毒ガスの一種のルイサイトが発見された際には、相当の注意を払って対応する義務が環境省他にはある。

ウ 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」において、「2. 全体的な施策 ○毒ガス弾等に係る情報を継続的に受け付け、集約した情報を分析するとともに、適切な周知、広報を実施する機能を果たす統一的な情報センターを、環境省が設置する」とあり、環境省に設置された毒ガス情報センターには「集約した情報を分析する」責務があるのである。

このように、環境省には他省庁から集約された情報を分析する責務がある。

エ 「国内における毒ガス弾に関する総合調査検討会開催要綱」には、「3. 検討事項（3）各事案に係る情報収集、（4）その他必要な措置」の検討事項として決められている。

そうであれば、「（3）各事案に係る情報収集」としては、神栖町の事案に係る情報収集として対象となっており、「（4）その他必要な措置」としては、化学兵器禁止条約の対象化学物質であるから対象となっている。

オ 「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理の状況」のとおり、「38 茨城県神栖町 H15. 4. 8（県からの連絡）ルイサイト・3缶」と記されている。

「さがみ縦貫道路周辺地域化学物質調査検討会（第2回）」の「資料5 神栖町木崎地区のヒ素汚染について」の「神栖町木崎地区のヒ素汚染に係る主な経過」には、「4月8日（火）当該井戸近傍3地点（43倍ヒ素検出地）の表層土壌採取」との記述があり、「図2 1 km西側調査地点図」には、「土壌調査地点（1）表層土壌 4/8採取 B地点（0～50cm）A. B. C」との記述がある。これらの記述から、2003年4月8日に神栖町B地区の環境基準を43倍超えたヒ素が検出された井戸の近傍で0cmから50cmの掘削が行われ土壌が採取されたことが分かる。

つまり、「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理

の状況」の「38 茨城県神栖町 H15.4.8（県からの連絡）ルイサイト・3缶」の日時は、「さがみ縦貫道路周辺地域化学物質調査検討会（第2回）」の日時と一致するのである。

このような事実の一致から、環境省の検討会の中で、ルイサイトに関する事項の検討が行われていたことは確実である。

カ 以上により、環境省は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」により、毒ガス弾等に関する情報収集やその分析が課せられている。

また、「38 茨城県神栖町 H15.4.8（県からの連絡）ルイサイト・3缶」は、環境省が上記の所掌事務として入手した書類である。

そうであれば、職務として課せられているその分析を実施していなければ職務不履行となろう。環境省は、課せられている職務を遂行したと考えれば、それに伴う書類が存在すると考えられる。

よって、文書の不開示決定を取り消し開示せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 異議申立人は、法に基づき、処分庁に対し、平成27年6月3日付けで、「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理の状況」に記述された「No38 茨城県神栖町 H15.4.8（県から連絡）ルイサイト3缶」に関係する書類一切（ルイサイト3缶の保管場所や処理等が書かれた書類）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月4日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成27年8月3日付けで異議申立人に対し、開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、不存在のため、行政文書の開示をしない旨の決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、異議申立人は、平成27年8月20日付けで、処分庁に対して、原処分について、「原処分を取り消し、開示せよ。」という趣旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行い、諮問庁は同月21日付けでこれを受理した。
- (4) 諮問庁は、本件異議申立てについて検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件異議申立てを棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

茨城県神栖市（旧神栖町）においては、平成15年に、自然界に存在しない有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸）による井戸水等の環境汚染

に起因するとみられる健康被害が生じていることが明らかになった。これをきっかけに、「茨城県神栖町における有機ヒ素汚染等への緊急対応策について」（平成15年6月6日閣議了解）に基づき、汚染の原因究明が進められるとともに、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査が実施された。調査の実施に当たっては、環境省から関係省庁に対して調査への協力を依頼し、関係資料の提供を受けた。

本件開示請求中の「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理の状況」は関係省庁から提供を受けた資料であり、その中に「茨城県神栖町（県から連絡）H15.4.8 ルイサイト・3缶」等の記載がなされている。しかし、上記のとおり、当時神栖町で問題となっていたのは、ルイサイトとは異なる物質であるジフェニルアルシン酸による井戸水等の環境汚染であり、神栖町においてルイサイト缶が発見されたという事実は確認されていない。このため、環境省が平成15年11月に取りまとめた「昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」フォローアップ調査報告書」では、茨城県神栖町の事案についてはジフェニルアルシン酸による被災事案と記載したところである。また、環境省においては、ルイサイト缶の保管や処理等を実施しておらず、これに係る資料も作成していない。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を作成しておらず、不存在のため、法9条2項の規定に基づき不開示決定としたものである。

3 異議申立人の主張

上記第2のとおり

4 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、原処分取消しを求めているので、その主張について検討する。

異議申立人は、環境省が収集した資料中に「ルイサイト3缶」に関する記載があることを指摘しているが、上記2のとおり、環境省はルイサイト缶の保管や処理等をしておらず、これに係る資料も作成していない。

また、神栖町でルイサイト缶が発見されたという事実は確認されていない。さらに神栖町で健康被害が発生したことを受けて環境省が実施した井戸水等の環境汚染の汚染源調査の一環として、ルイサイトを含む化学剤関連化合物の分析を実施しているが、ルイサイトによる汚染があった等の事実は確認されていない。

以上のことから、異議申立人の主張は当たらない。

5 結論

以上のとおり、異議申立人の主張について検討した結果、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立てに係る処分庁の決定は妥当であり、本件異議申立ては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成28年3月25日 審議
- ⑤ 同年4月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「戦後における旧軍毒ガス弾の発見・被災及び掃海等処理の状況」（以下「本件資料」という。）における茨城県神栖町のルイサイト3缶に係る記述（以下「本件記述」という。）に関係する書類一切であり、処分庁は、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分維持が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件資料の作成経緯等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 本件資料は、環境省が実施した「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査（以下「本件フォローアップ調査」という。）において関係省庁から提供を受けた資料のうち、防衛省（旧防衛庁）から提供されたものである。

イ 本件記述の「資料の出所（複写を添付）」という欄には、「新聞報道による」と記載されているが、旧防衛庁から提出された資料には新聞記事は添付されていなかった。

ウ 環境省においては、当時、茨城県神栖町では、ルイサイトとは異なる「ジフェニルアルシン酸」という物質による井戸水等の環境汚染があったことを確認しており、その旨を本件フォローアップ調査の報告書に記載しているが、ルイサイト3缶については報道も含めて確認していない。

エ したがって、環境省においては、茨城県神栖町のルイサイト3缶の保管や処理等は行っておらず、これらが記載された書面その他本件記述に関係する書類は保有していない。

(2) 諮問庁から本件資料及び本件フォローアップ調査の報告書の提示を受け、当審査会において確認したところ、その記載内容は上記(1)イ及びウのとおりであり、環境省において、茨城県神栖町のルイサイト3缶

の保管場所や処理等が記載された書面その他本件記述に係る書類を保有していない旨の諮問庁の上記（１）エの説明が不自然、不合理とはいえない。

（３）したがって、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子